

# 小平町住環境整備費助成金 申請の手引き

令和 5 年 4 月 1 日～



おびらの業者さんで、みんなが集  
まる住まいを作ろう

小平町生活環境課管理係  
電話 :0164-56-2111 (内線 245)

## ～概要編～

この事業は、町民が町内業者により住宅の改修工事を行った場合において、改修工事に係る経費に対し助成金を交付することにより、町内経済の活性化及び居住環境の向上を図ることを目的としています。

助成金の額は改修工事費用の20%以内で30万円を上限とし、予算の範囲内で助成します。  
(1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます)

助成の対象となる改修工事は、工事に要した費用が50万円以上(消費税及び地方消費税の額を除く。)のものが対象です。

ただし、平成31年度以降に小平町住環境整備費助成金又は小平町住宅新築等助成金の交付を受けた対象工事は除きます。

### ①助成の対象者

助成金の交付の対象となる方は、町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方で、次のすべてに該当する方です。

- ア 改修工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。
- イ 町税等を滞納していないこと。

### ②助成の対象となる住宅等

自己が居住する住宅や、その附帯設備が対象です。なお、外構施設は対象になりません。

- ・附帯設備とは…電灯設備、給排水設備、衛生設備、ガス設備、昇降機設備、冷暖房設備 等。
- ・外構施設とは…門及び塀。

※住宅内に店舗や事務所等が存在する併用住宅にて工事を行った場合は、個人住宅部分のみを対象とします。

### ③助成の対象となる施行事業者

町内業者(町内に事業所を有する民間業者)に限ります。

### ④助成の対象となる工事

住宅の機能の維持・向上、居住環境の向上のために行う補修や改善、増築工事を対象とします。ただし、改修工事を伴わずに製品単体で購入したもの、附帯設備の増強・縮減を伴わない単純な更新及び車庫や物置は除きます。

また、工事に要した費用が50万円(消費税及び地方消費税の額を除く。)以上のものが対象です。

※平成31年度以降に小平町住環境整備費助成金又は小平町住宅新築等助成金の交付を受けた対象工事は除きます。 ※個人住宅1棟につき1回の助成とします。ただし、個人住宅の所有者や居住者が変更したときは、再度申請することができます。

※町が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けている場合は、この助成金の額からその額を差し引いた額を限度とします。

#### ⑤その他の注意事項

- ・この手引きは、同助成の要綱を抜粋したものですので、詳しくはお問い合わせください。
- ・申請の前に着工した工事は対象となりませんので、ご注意ください。
- ・この助成の要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失います。



### ①助成金交付申請（着工前）

助成金を受けようとする方は、**改修工事の着工前に**住環境整備費助成金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 住民票の写し
- イ 住宅の所有者の町税の納付状況を証する書類
- ウ 住宅に係る固定資産税の課税明細書又はこれに準ずる書類
- エ 改修工事見積書の写し
- オ 改修工事予定の現場写真
- カ その他町長が必要であると認める書類



### ②交付の決定及び通知

①の申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の可否を決定します。可否を決定したときは、住環境整備費助成金交付・却下決定通知書(様式第2号)にて、申請者に通知します。



### ③変更又は中止の届出

②の交付決定を受けた方が、改修工事の内容を変更したり中止しようとするときは、住宅改修工事内容変更・中止届出書(様式第3号)により、届け出なければなりません。



### ④工事完了報告等

助成の対象者は、改修工事が完了した日から1か月以内に、住宅改修工事完了報告書(様式第4号)に次の書類を添えて報告し、改修工事の完了検査を受けなければなりません。**なお、完了検査は、交付決定の内容に適合しているかを現地で職員が確認を行います。**

- ア 改修工事の領収書の写し
- イ 改修工事完了後の現場写真
- ウ 建築確認申請が必要な改修工事の場合は、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- エ その他町長が必要であると認める書類



#### ⑤助成金の額の確定

④の報告があったときは、審査及び完了検査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定します。

助成金の額を確定したときは、住環境整備費助成金確定通知書(様式第5号)によって対象者に通知します。



#### ⑥助成金の請求及び交付

⑤の通知書を受けた対象者は、住環境整備費助成金請求書(様式第6号)によって、速やかに助成金を請求します。

助成金の請求があったときは、対象者に助成金を交付します。

#### ⑦その他の注意事項

- ・対象者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡したり、担保に供してはなりません。
- ・助成対象者が次のいずれかに該当したときは、住環境整備費助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により、助成金の交付決定を取り消すことがあります。
  - ア 対象者の要件に該当しなくなったとき。
  - イ 助成金の交付決定の内容や条件に違反したとき。
  - ウ 偽りや不正の手段によって、助成金の交付決定を受けたとき。
- ・前記述の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、すでに助成金が交付されているときは、対象者から助成金に相当する金額の全部または一部を返還させることがあります。

#### ◆問い合わせ先

〒078-3392 留萌郡小平町字小平町216番地  
小平町生活環境課管理係

電話：0164-56-2111 (内線245)

